

輸液製剤協議会の会合における適正な競争に関するガイドライン

【取り組み】

輸液製剤協議会（以下「輸液協」という。）は、輸液協の会員会社（以下「会員会社」という。）によるコンプライアンス体制の強化・円滑運営を図るべく、2011年9月に「輸液協企業行動憲章・実行の手引き」（2016年1月に改定）及び「輸液協コンプライアンス・プログラム・ガイドライン」（2016年1月に改定）を策定し、各会員会社に対して高い倫理性・遵法精神をもって適切に事業活動を実践することを求めてきた。

この間、日本製薬団体連合会（日薬連）は、2015年5月に経済産業省競争環境整備室より「競争法（独禁法）コンプライアンス体制整備に関する周知等について」の連絡を受けて、同年6月に加盟団体に日薬連発第417号として通知した。また、日本製薬工業協会（製薬協）は、2014年11月の国際製薬団体連合会（IFPMA）による「適正な競争に関するIFPMAガイダンス」の策定を受けて、2015年7月に「日本製薬工業協会の会合における適正な競争に関するガイドライン」を策定している。

上記の状況に鑑み、輸液協では、新たに行動ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）を策定した。本ガイドラインは、会員会社の役職員や輸液協の事務局員が、輸液協の主催会合（以下「会合」という。）において、独占禁止法その他の競争法規（以下「競争法」という。）を遵守し、適切に団体活動を行うための手引となるものである。

会員会社の役職員や輸液協の事務局員は、競争法に違反した場合には、厳しい法的制裁や社会的信用の失墜につながる可能性があることを十分に認識し、会合に出席する際には、本ガイドラインを遵守し適切な行動をとらなければならない。

【適正な競争に関するガイドライン】

1. 会合運営に関する事項

- ① 会合の目的は合法的なものでなければならず、会合は競争法を遵守して行うこと。
- ② 議題は会合の開催に先立ち出席予定者に回覧されなければならず、出席予定者は回覧された議題に競争法に関する懸念がある場合は、速やかに輸液協の事務局に報告すること。
- ③ 輸液協の事務局は、会合の出席者からの報告等により、競争法に関する懸念がある議題（事前配付資料がある場合はそれも含む。）が予定されていると判断した場合は、各会合の主催者と協議の上、会合内容について弁護士に相談すること。
- ④ 輸液協の事務局は、原則として会合に出席すること。
- ⑤ 会合における討議は、予定する議題の範囲を超えないこと。
- ⑥ 輸液協の事務局、議長（事実上、その会合において議事進行を務める者を含む）及び出席者は、討議の内容について競争法に関する懸念がある場合には、その旨を直ちに表明し、議長は当該内容に関する討議を中断し、懸念事項について弁護士との協議が終わるまで、当該内容に関する討議を延期すること。
- ⑦ 会合の議事録は、輸液協の規程に則って作成し、出席者に回覧すること。

2. 会合内容に関する禁止事項

会員会社の役職員及び輸液協の事務局員は、会員会社が製造、販売、購入、提供等を行う製品や役務に関し、次に掲げる事項について、公正取引委員会による「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」に則り、他の会員会社と競争法上の禁止行為に繋がる討議、情報交換等を行わないこと。

- ① 会員各社の価格、価格戦略、価格構成、値引き、クレジット条件、販売コスト、生産コストなど
- ② 会員各社の販売数量、販売能力、生産数量、生産能力、在庫量など
- ③ 会員各社の販売地域、生産地域、販売先など
- ④ 会員各社の投資計画（設備の投資・廃止、新技術・新製品の開発を含む。）、販売計画、生産計画、需要予測、需要動向など
- ⑤ 供給制限、顧客・販売地域の配分、特定の供給業者・顧客に対する不買（売）、再販売価格の拘束など
- ⑥ その他競争法に抵触するおそれのある事項

3. 非常時における輸液製品安定供給対策の検討

災害発生等の非常時における輸液製品の安定供給確保を検討する場合は、災害等対策マニュアル及び災害対策本部の指示の範囲内で行うこととし、その限りにおいては前項各号に列記する事項について必要な討議・情報交換を行うことができる。ただし、非常時における輸液製品の安定供給確保の目的の範囲を超えて競争法上の禁止行為に繋がる不必要な情報交換を行ってはならない。

4. 統計情報の収集・管理及び提供

情報の収集が必要な場合においては、輸液協が定めた「個別企業情報の収集・利用・管理に関する規程」に従い、適切な行動をとらなければならない。

- ① 輸液協が会員企業から収集する情報は、実績値のみとし、将来予測に関する情報は収集しない。
- ② 統計等の情報処理業務に携わる担当者は、各会員企業から収集した個別企業情報が、当該担当者以外の者に開示されないよう、厳重な管理を行うものとする。
- ③ 一般もしくは会員企業に対する情報の提供、日薬連などの関係機関、関係行政機関、各種公的機関への報告、又は学術会議や学術誌等での公表は、競争法上の問題を引き起こすことのないよう、具体的な個別企業情報の特定及び抽出ができないように統計的な処理等を行った情報のみを提供するものとする。

5. 遵守教育

会員会社は、本ガイドラインをそれぞれの役職員に周知するとともに、本ガイドラインその他競争法に関する研修を必要に応じて実施し、各人の知識向上と意識改革に努めること。

6. 議事録等の保管

輸液協の事務局は、本ガイドライン、会合の議題及び議事録、競争法遵守に関する方針・声明その他競争法遵守について確証となり得る書類等を最低 10 年以上の期間、保管すること。

本ガイドラインは、2016 年 9 月 26 日をもって発効する。

以上